

9月9日は「救急の日」

## 正しく理解 正しく利用

救急車の出動回数は、年々増え続け、58年中は過去最高の1,067件を記録しました。

58年中の出動状況は、家庭内の急病による要請が6割を占めていますが、中には相変わらず救急車の誤った出動要請も多く、実際に不慮の事故で緊急を要する方の妨げとなつたケースもあります。救急車は正しく利用してください。



ピーボが聞こえたら救急車の誘導を



★キヤッチセールス  
路上でセールスマニに呼び止められ、強引に連れていかれた喫茶店で化粧品セットを購入しました。翌日解約を申し込みましたが、セールスマニが「説明するから」と勝手に開封した商品を、「すでに

セールスマニから言葉巧みに商品をすすめられ、十分に考へる余地もないまま高価な商品を購入する契約をしてしまい、トラブルを生ずるケースが後を断ちません。買う前には、その商品が本当に必要なものか、品質は大丈夫か、支払いが可能かをもう一度考えてみてください。万が一、契約することになつても代金は全額支払わざ、解約の権利（クーリング・オフ制度）を残しておくようにしましょう。今号ではキヤッチセールスとSF商法についてご紹介します。

と言います。どうすればいいのでしょうか……。

——このケースは、屋外で見知らぬセールスマニに突然話しかけられたもので「キヤッチセールス」と呼ばれ、訪問販売の一種です。

このように勧説時にセールスマニの勧めによって試しに使用した場合にはクーリング・オフで解約できます。

★SF商法（または催眠商法）

健康食品の説明会があるというので行つてみたら、最初は「今日は販売が目的ではありません」と

頭を冷やして冷静に考える期間——クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売などで売買契約の申し込みや契約の締結をした日を含め、指定期間内であれば無条件で契約の解除等ができる制度で、購入者が業者

# 高価な商品を買うときはよく考えて

キヤッチセールス・SF商法・マルチ商法……

を出す（内容証明や配達証明郵便など）ことによって、効力が発生するものです。



▼クーリング・オフの期間  
・訪問販売・生命保険など  
……4日以内  
・マルチ商法（ネズミ講式販売方法）  
……14日以内

・宅地建物取引……5日以内  
・代金を全額支払った場合  
……できない場合  
・化粧品や健康食品などで、一部を「使用」するとクーリング・オフができなくなる旨を告げられているのに使用した場合  
・乗用自動車や通信販売の商品を購入した場合

・最低二～三日以上の期間にわたって指定商品を陳列し、消費者が自由に商品を選択できる状態のもとで、展示場など販売のための固定的施設を設けている場所で商品を購入した場合

最後にこうしたトラブルに巻きこまれないためには、うまい誘いには乗らないこと、きつぱりと断る勇気を持つことが大切です。万一对トラブルに遭つたときには早めに県生活センター（☎ 0188-35-0999）か市役所市民生活課（☎ 49-3111内線213）へ相談するようしてください。

## 市長の対話ノート



老人福祉に思う

No.96